

令和5年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
10	1	大久保・泉・本 大久保・新栄	本一町会	本大久保1丁目B1通りと市道のT字路に横断歩道と車の停止線を設置	横断歩道と車の停止線の設置を要望する。横断歩道の設置には一定の基準があると伺っているが、当該区域は通学路にもなっており、事故を無くすため、弾力的な運用を願いたい。 なお、自転車の一時停止の交通標識は順守する通行者がいないため不要である。	他機関へ依頼	横断歩道と停止線の設置については、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「交通量及び横断歩行者が少ないため横断歩道の設置の予定はない。一時停止規制については、主道路(交差する道路のうち車両通行量が多い方の道路)と従道路(主道路に交差する道路)の優先関係は明らかであり、出合い頭の事故が起きる可能性は低いことから同規制の必要性は認められない。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
10	2	大久保・泉・本 大久保・新栄	本一町会	街路灯の設置	本大久保から京成大久保駅に通じるマラソン道路の北側(樹木がない側)の歩道で、三角公園を過ぎて、ル・パティシエ・ヨコヤマ付近からスーパーのマルエツまでの区間に、街灯がなく夜間には暗く歩行に危険を感じる。街灯を適した場所に設置して欲しい。	令和4年度予算で対応	既存の防犯灯の位置を調整することで、お申し出の箇所の明るさを確保いたしました。	協働経済部	防犯安全課
10	3	大久保・泉・本 大久保・新栄	新栄大久保町会	カーブミラー設置	新栄1丁目9番4号付近の十字路へのカーブミラー設置を要望する。北から南、西から東への通行において住宅の壁等によりお互いが見えないため、電柱にカーブミラー(双方)を設置し、事故を防ぎたい。なお、カーブミラーの設置について当該箇所の住民は了解済。	令和4年度予算で対応	ご要望の交差点は、塀が視界の妨げになっており目視による安全確認が困難であるため、令和5年3月にカーブミラーを設置いたしました。	都市環境部	道路管理課
10	4	大久保・泉・本 大久保・新栄	ウェリス習志野大久保管理組合	横断歩道の安全確保希望	京成大久保駅から菜々の湯に向かうマラソン道路は40km制限を守らない自動車が多く、かつ信号設置の無い横断歩道が複数ある。学生や通勤等での歩行者も多いが、樹木で車から見えづらくもあり、そういった複数要因で大変危険である。横断する歩行者が優先されない。対策として、信号設置のない横断歩道全てに、ハンブを設置、またはトリックアートを描く等の対策を要望する。 また、横断する歩行者が見えづらく樹木の除去も併せて要望する。	令和4年度予算で対応	ハンブやイメージハンブにつきましては、通行車両を一時的に減速させるために設置しております。 当該路線につきましては、交通量の多い路線であり、減速した車両への追突事故を誘発する危険性があることから、設置する予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いたします。 なお、車両への注意喚起として、令和5年3月に路面標示「横断者注意」を4ヶ所設置いたしました。 また、当該路線の横断歩道付近の植込地底木等につきましては、視認性を確保するため、左右の幅各3.5m以上を高さ約70cm以下に刈込を行っております。今後も引き続き、適正な管理に努めてまいります。	都市環境部	道路管理課
10	5	大久保・泉・本 大久保・新栄	ウェリス習志野大久保管理組合	店舗駐車場前道路駐停車禁止の徹底	大久保1丁目のル・パティシエ・ヨコヤマの店舗前道路に多数の駐停車があり、近くの横断歩道が見えづらくなったり、駐停車している車をよける為、センターラインを超えて進んで来る車もあり、迷惑かつ危険である。 ・道路上へ駐停車禁止と大きく印字する ・道路に警察が毎日指導へいく、違反切符を切る ・サイレンなど回すしかけ作りなどを要望する。	他機関へ依頼	交通違反の対応については、習志野警察署の所管となりますことから、ご要望をお伝えしたところ、「現在駐車禁止のオーバーハング標識が設置されているため、路面標示をする予定はない。指導取締りについて、本件箇所は、駐車監視員活動ガイドラインにおいて駐車違反取締重点路線として指定されており、駐車違反の取締りに力を入れているところ、改めて駐車監視員及び警察官に駐車違反の取締りを強化するよう指示する。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)
※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。